

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月26日
【会社名】	株式会社駅探
【英訳名】	Ekitan & Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 太郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座六丁目2番1号
(注) 平成25年9月から本店は下記に移転する予定です。	
本店の所在の場所	東京都港区西麻布四丁目16番13号
【電話番号】	03-6252-3671
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート部長 秦野 元秀
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座六丁目2番1号
【電話番号】	03-6252-3671
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート部長 秦野 元秀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成25年6月25日の当社第11回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金10円00銭 総額61,884,840円

2. 効力発生日

平成25年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業目的をより明確にするとともに、当社の今後の事業拡大に備えるため、定款第2条（目的）を変更するものであります。
- (2) 本社オフィスを移転することで固定費を節減するとともに、総床面積の拡大により業務効率の改善を図るため、定款第3条（本店の所在地）を東京都中央区から東京都港区に変更するものであります。
- (3) 定款第3条（本店の所在地）変更の効力発生日に関する条件及び効力発生後の本規定の削除について、附則を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
<p>第1条 （条文省略）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>インターネットを利用した、情報提供サービス業ならびに情報処理サービス業</u></p> <p>2. <u>コンピューターを利用した、ソフトウェア・ホームページ・映像・音楽等の企画・開発・デザイン・制作・販売</u></p> <p>3. <u>情報提供サービス・情報処理サービスに関する調査並びにコンサルティング業務</u></p> <p>4. <u>各種マーケティング業務のコンサルティング業務</u></p> <p>5. <u>広告代理業</u></p> <p>6. <u>広告・宣伝に関する企画並びに制作</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第1条 （現行どおり）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>各種情報提供、情報収集、情報処理、情報通信に関するサービス業</u></p> <p>2. <u>コンピューター及びその周辺機器・関連機器並びにソフトウェア等に関する企画、開発、設計、製造、販売、賃借、保守、管理及び輸出入業</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>3. <u>各種マーケティング及びコンサルティング業務</u></p> <p>4. <u>広告の企画、制作及び広告代理業</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>5. <u>印刷物及び出版物の企画・制作及び販売業務</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7. 通信販売業</p> <p>8. 物品の輸送並びに保管に関する業務、並びに宅配便の委託取次業務</p> <p>9. 音楽・演劇・映画・スポーツ等各種イベントのチケットの受託販売</p> <p>10. 航空券・乗船券類の受託販売並びに旅行斡旋業</p> <p>11. ゴルフ場・ホテル・旅館の予約代行業務</p> <p>12. 損害保険代理業</p> <p>13. 不動産の売買、交換、賃貸及び仲介並びに保有、管理</p> <p>14. 古物商</p> <p>15. 前各号に附帯、関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p>第4条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>6. <u>電気通信事業法に定める電気通信事業</u></p> <p>7. <u>電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務</u></p> <p>8. <u>オフィス・オートメーション機器、付属機器、付属材料、事務用機器、事務用物品の販売、リース、取付工事及びメンテナンス業</u></p> <p>9. 通信販売業</p> <p>10. 物品の輸送並びに保管に関する業務、並びに宅配便の委託取次業務</p> <p>11. 各種チケットの受託販売</p> <p>12. 航空券・乗船券類の受託販売並びに旅行斡旋業</p> <p>13. 各種施設及びサービスの予約代行業務</p> <p>14. 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業 (削除)</p> <p>15. 古物の売買及び取次業務</p> <p>16. 前各号に附帯、関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第4条～第45条 (現行どおり)</p> <p>附則 第3条の規定変更は、平成26年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、第3条の変更の効力発生後削除されるものとする。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、中村太郎、秦野元秀、大城敦之、田中克己、佐藤勇一、赤塚彰、杉本恵昭及び梶村徹を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	52,135	88	0	(注)1	可決(99.83%)
第2号議案 定款一部変更の件	52,132	91	0	(注)2	可決(99.83%)
第3号議案 取締役8名選任の件					
中村 太郎	52,126	97	0	(注)3	可決(99.81%)
秦野 元秀	52,131	92	0		可決(99.82%)
大城 敦之	52,135	88	0		可決(99.83%)
田中 克己	52,135	88	0		可決(99.83%)
佐藤 勇一	52,124	99	0		可決(99.81%)
赤塚 彰	52,126	97	0		可決(99.81%)
杉本 恵昭	52,128	95	0		可決(99.82%)
梶村 徹	52,121	102	0		可決(99.80%)

(注) 1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

4 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否について確認できたものを合計したことにより可決条件を満たし、会社法上適切に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、確認ができていない議決権数は賛成、反対及び棄権の欄に加算しておりません。

以上